平成22年度１級土木施工管理技術検定及び２級土木施工管理技術検定の実施について

平成22年度１級土木施工管理技術検定及び２級土木施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年12月18日　　国土交通大臣　前原　誠司

１　受検資格

⑴　１級土木施工管理技術検定・学科試験及び２級土木施工管理技術検定・学科試験（種別：土木・鋼構造物塗装・薬液注入）を受験する場合は、次のイ、ロのいずれかに該当しなければならない。

イ　学歴又は資格と必要な実務経験年数

学歴		資格		実務経験年数	
				１級(学科)	２級(学科)
大学	指定学科卒業後	—		３年以上	１年以上
	指定学科以外卒業後	—		４年６ヶ月以上	１年６ヶ月以上
短期大学・高等専門学校	指定学科卒業後	—		５年以上	２年以上
	指定学科以外卒業後	２級合格者	専任の主任技術者を１年以上経験した者	７年以上	
		上記以外の者		７年６ヶ月以上	３年以上
高等学校	指定学科卒業後	２級合格者		９年以上	
			専任の主任技術者を１年以上経験した者	７年以上	
		専任の主任技術者を１年以上経験した者		８年以上	
		上記以外の者		10年以上	３年以上
	指定学科以外卒業後	２級合格者		10年６ヶ月以上	
			専任の主任技術者を１年以上経験した者	８年６ヶ月以上	
		専任の主任技術者を１年以上経験した者		11年以上	
		上記以外の者		11年６ヶ月以上	４年６ヶ月以上
その他の者		２級合格者		14年以上	
			専任の主任技術者を１年以上経験した者	12年以上	
		専任の主任技術者を１年以上経験した者		13年以上	
		上記以外の者		15年以上	８年以上

１）２級合格者が１級土木施工管理技術検定・学科試験を受験する場合は、上記実務経験年数、又は２級合格後１年以上の専任の主任技術者経験を含む３年以上、もしくは２級合格後５年以上の実務経験年数を必要とする。

２）１級土木施工管理技術検定試験については、上記実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数を必要とする。

㈱　上記の実務経験年数については、当該種別の実務経験年数である。

ロ　２級土木施工管理技術検定・学科試験においては実務経験のない者で、以下の要件を満たす場合、受験できるものとする。（ただし種別は土木に限られ、鋼構造物塗装、薬液注入には適用しない。）

１）学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後１年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

２）学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後２年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

３）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後３年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

⑵　１級土木施工管理技術検定・実地試験を受験する場合は、次のイ、ロのいずれかに該当しなければならない。

イ　当年度の１級土木施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

１）平成21年度１級土木施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る）に合格した者で１級土木施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者

⑶　２級土木施工管理技術検定・実地試験（種別：土木・鋼構造物塗装・薬液注入）を受験する場合は、次のイ、ロのいずれかに該当しなければならない。

イ　当年度の２級土木施工管理技術検定・学科試験の受験者（ただし⑴のロによる学科試験のみ受験者を除く。）

ロ　学科試験免除者

１）平成21年度２級土木施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る）に合格した者で２級土木施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者

３）平成17年度までの土木施工技術者試験に合格した者であって平成23年度までに行われる２級土木施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で土木施工管理に関する所定の実務経験を有する者